

複数年にわたる委託契約における全体スライド条項の適用に係る説明書

本説明書は、平成 29 年 12 月 5 日改正の委託契約約款第 22 条第 1 項から第 4 項の「全体スライド条項」について、スライド額の算定方法や委託者及び受託者間における協議等についての考え方を整理したものです。

委託契約約款及び本説明書において、疑義が生じた場合は、本市と必要に応じ協議・相談等を行い、円滑な執行に努めてください。

1 適用対象契約等

適用対象契約		(1) 横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第 2 条第 2 号イ及びウに該当する契約（ただし、複写サービス及び熱供給サービスを除く） (2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約 ただし、(1)、(2)とも 2(2)で定める基準日以降、2(3)で定める残りの履行期間が 2 か月以上ある契約に限る。
契約代金額の 変更方法	対象	委託契約締結の日から 12 か月経過した基準日以降の残委託業務量に対する労務単価、物品費等
	委託者・受託者の 負担	残契約代金額の 1,000 分の 15(1.5%)

2 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、委託者又は受託者が契約代金額の変更の協議（以下、「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求日から起算して 14 日以内で、委託者と受託者とが協議して定める日とすることもできる。
- (3) 残りの履行期間：基準日以降の履行期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残りの履行期間が基準日から 2 か月以上必要です。

・基準日について

委託者と受託者とが協議して定める基準日は、請求日とすることを基本としますが、これによりがたい場合は、請求日から起算して 14 日以内の範囲で定めます。

3 スライド協議の請求

委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、委託契約締結の日から12か月経過後に書面により行うこととする。

・スライド対象の確認について

契約期間内で、契約締結の日から12か月(2回目以降のスライド協議の場合は、前回スライド基準日以降12か月)を経過した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断します。

スライド判定にあたっては、変動前と変動後委託契約代金額により判定することを基本とします。

・スライド協議の請求について

委託者又は受託者からのスライド協議の請求は、書面(様式1-1又は1-2)により行うこととします。

・スライド額協議開始日について

委託者は、受託者の意見を聞いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受託者に書面(様式2)により通知します。

・実施フローについて(別紙参照)

・スライド協議の請求日について

平成30年4月1日に契約締結した場合は、初回スライド協議は平成31年4月1日から請求可能で、この場合、原則として平成31年4月1日が基準日となります。

請求にあたっては、契約の相手方(受託者が請求する場合は横浜市の発注担当課)とスライド対象等について、事前に打ち合わせする等、準備を進めてください。

4 契約代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による契約代金額の変更額(以下、「スライド額」という。)は、当該委託契約にかかる変動額のうち、契約代金額から基準日における履行済部分に相応する契約代金額を控除した額の1,000分の15に相当する金額を超える額とする。

(2) スライド額については、次式により行う。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

この式において、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

P1 (変動前委託代金額)

契約代金額から基準日における履行済部分に相応する契約代金額を控除した額

P2 (変動後委託代金額)

変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

計算の結果、スライド額Sがプラスになった場合は、増額となり、マイナスになった場合は減額となる。

ア 委託者が、委託業務に係る費用の積算を労務単価及び物品の単価(以下、「労務単価等」という。)を使用した場合、P1及びP2の算出方法は次のとおりとする。

$$P1 = \alpha \times Z1、P2 = \alpha \times Z2$$

α : 落札率 (当初契約代金額/設計金額 (税込)) (小数第8位を四捨五入する)

Z1 : 委託者の設計金額から基準日における履行済部分に相応する設計金額を控除した額 (税込)

Z2 : 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出したZ1に相当する額 (税込)

イ 委託者が、委託業務に係る費用の積算を労務単価及び物品の単価(以下、「労務単価等」という。)を使用しない場合、P1及びP2の算出方法は次のとおりとする。

P1 = 委託契約約款第2条に規定する受託者が提出する内訳書 (以下、「受託者の内訳書」という。)の額から履行済部分に相応する金額を除いた額 (税込)

P2 = 次の①から③を合計した額 (税込)

①人件費 : 受託者の内訳書に記載された人件費の額に神奈川県最低賃金 (以下、「最低賃金」という。)の変動率を乗じた額

②物品費 : 受託者の内訳書に記載された物品費の額に消費者物価指数 全国 (生鮮食品を除く総合) (以下、「物価指数」という。)の変動率を乗じた額

③諸経費 : 受託者の内訳書に記載された、人件費 (②物品費がある場合はそれを加えた和) に対する諸経費の割合を算出し (小数第8位を四捨五入する)、①人件費 (②物品費がある場合はそれを加えた和) にその割合を乗じた額

ウ 委託者が、上記ア及びイを混在して積算した場合、労務単価等を用いて積算する部分についてはアの方法を、労務単価等を用いない部分についてはイの方法によりそれぞれP1及びP2相当額を算出し、合算する。

エ 長期継続契約の場合は、基準日から起算した残りの履行期間が12か月以上ある場合は、12か月分の委託業務量を残委託業務量とし、12か月に満たない場合は、履行期間終了日までの委託業務量を残委託業務量とする。

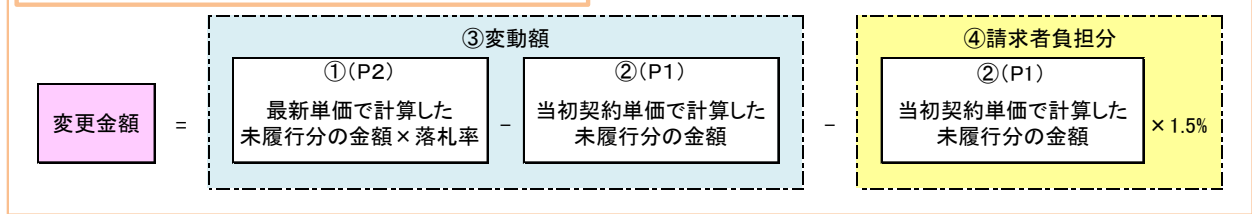
(4) スライド額の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行い、落札率及び諸経費率の計算時には小数第8位を四捨五入し、それ以外の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をする。

(5) スライド額は、人件費、物品費、並びにこれらに伴う業務管理費、一般管理費及び諸経費等の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等については考慮するものではない。

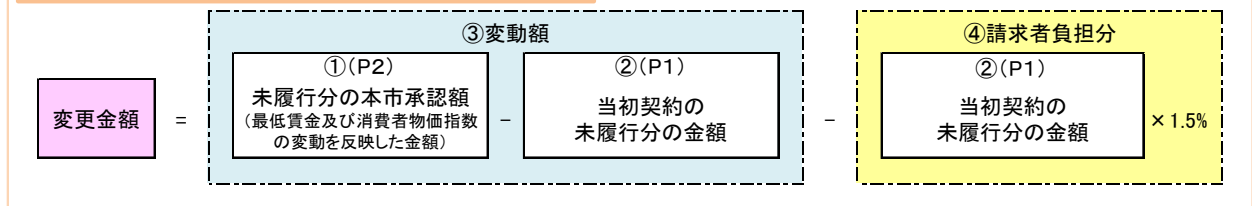
・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施し、その場合、基準日における契約代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

労務単価等を使用して積算した委託の増額スライドの場合



労務単価等を使用せず積算した委託の増額スライドの場合



5 履行済部分の確認

基準日における残委託業務量を算定するために行う履行済部分の確認は、委託契約約款第 32 条第 4 項に定める検査を準用し、確認する。

6 賃金水準及び物価水準

個々の契約において使用する具体的な賃金水準及び物価水準は、「委託契約約款第 22 条第 1 項に係る特記仕様書」（別紙 1）に定める。

7 インフレスライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 委託契約約款第 22 条第 6 項に規定するインフレスライド条項に基づく契約代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 か月経過後に、本説明書によるスライドを請求することができる。
- (2) 本説明書に基づき契約代金額の変更を実施した後であっても、委託契約約款第 22 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく契約代金額の変更を請求することができる。

- ・委託契約約款第 22 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となります。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなります。

- ・また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残契約代金額の1.5%、後者においては対象契約代金額の1%、それぞれで受託者の負担が生じることとなります。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受託者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなります。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の契約代金額の1%を受託者の負担としますが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受託者が負担する残契約代金額の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととします。
- ・さらに、単品スライド条項に係る対象契約代金額は基本的には最終的な全体契約代金額であり、全体スライド条項と併用した場合の対象契約代金額は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となります。

8 全体スライド条項適用結果の公表

全体スライド条項を適用し、変更契約を行った場合は、その結果を横浜市ホームページ上で公表する。

・公表する内容について

公表する内容は、(1)件名、(2)契約の相手方、(3)当初契約代金額、(4)当初契約日、(5)変更契約代金額、(6)変更契約日、(7)契約担当課、(8)発注担当課とし、横浜市ホームページの「ヨコハマ・入札のとびら」(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>)上で公表します。

【参考】委託契約約款 抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第 22 条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする

5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。

6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

7 前 2 項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(部分払及び部分検査)

第 32 条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

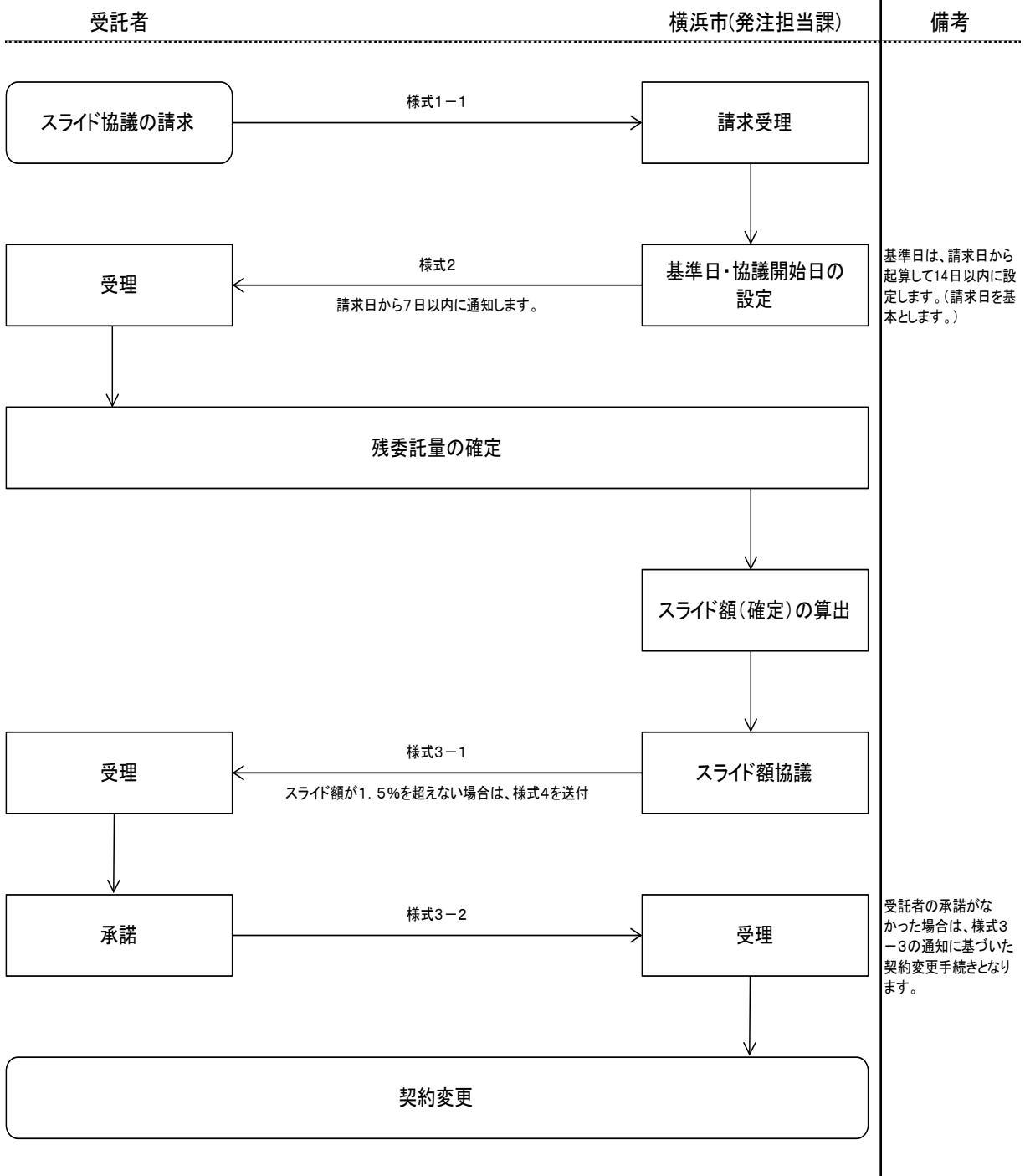
2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して 10 日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

(以下、省略)

全体スライド協議のフロー (受託者が請求する場合)



委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第22条第1項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、_____として計上すること。

- 2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：_____）
 神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品：_____）
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は2のとおり）
 委託契約約款第2条に規定する、受託者から提出された内訳書（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出
（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）
 上記2種の併用
労務単価使用項目 _____
受託者の内訳書使用項目 _____

[受託者からの請求]

年 月 日

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所在地
受託者 商号又は名称
代表者職氏名



委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更について

平成 年 月 日付で契約締結した次の委託に関する委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約代金額	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

契約代金額の変更	希望する / 希望しない
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額	円

- ※ 希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14日以内とする。
- ※ 変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。
- ※ 契約代金額の変更を希望しない場合は、希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

(様式1-2)

[委託者からの請求]

年 月 日

(受託者宛)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者



委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更について

平成 年 月 日付で契約締結した次の委託について、委託契約約款第22条第1項の規定により、契約代金額の変更を請求します。

委託名	
契約代金額	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

希望基準日	年 月 日
変更請求概算額	円

- ※ 希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14日以内とする。
- ※ 変更請求概算額については、精査の結果によっては変更となることがある。

(様式2)

(文書番号)

年 月 日

(受託者宛)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者



委託契約約款第22条第3項に規定する基準日及び協議の開始の日（通知）

年 月 日付の「委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更について」
について、委託契約約款第22条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるととも
にスライド額の協議を開始します。

委託名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

(様式3-1)

(文書番号)

年 月 日

(受託者宛)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者



委託契約約款第22条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更について」について、委託契約約款第22条第2項及び第3項の規定による変動前残契約代金額、変動後残契約代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前残契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

(様式3-2)

年 月 日

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者

所在地
受託者 商号又は名称
代表者職氏名

印

承諾書

年 月 日付（文書番号）により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前残契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(様式3-3)

(文書番号)
年 月 日

(受託者宛)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者



委託契約約款第22条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）

年 月 日付（文書番号）によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、委託契約約款第22条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めたので通知します。

委託名	
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

(様式4)

(文書番号)

年 月 日

(受託者宛)

様

横浜市長
横浜市水道事業管理者
横浜市交通事業管理者



委託契約約款第22条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「委託契約約款第22条第1項の規定による契約代金額の変更（請求）」について、委託契約約款第22条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託名	
スライド額	0円
理由	スライド額が対象契約代金額の1,000分の15を超えないため